

令和8年度 大津市立真野北小学校いじめ防止基本方針

はじめに

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、かけがえのない命を失うことにつながることで、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

現在のいじめの定義は、

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より

一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」といいます。）第2条に規定する「基本理念」、大津市いじめ防止に関する行動計画に基づき、学校全体でいじめの「未然防止」および「早期発見」「早期対応」を柱にいじめ問題に対する対策を進めてきました。

真野北小学校教育目標に『人とつながりを大切にする子ども』『自分の課題にねばり強く取り組む子ども』を掲げ、「全ての子どもが学びに参加できる学校～一人一人を大切に～」をめざし取り組んでいるところです。学校は、児童が安心・安全に学べる場所となければなりません。子どもをいじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育が、学校に期待されていることを強く自覚することが大切です。そして、いじめはいつでもどこにおいても起こりうるという認識を持ち、いじめを許さない、見逃しゼロという、いじめ撲滅への意欲と責任感を持った教師集団の元で、担任が一人でかかえこまず、組織で対応することを徹底し、油断することなく揺るぎのない教育を推進していくことが必要です。教師は、児童一人ひとりを大切にし、どの子どもが参加できる授業づくり・学級経営に努めること。また、教員間での情報交流を密にし、組織対応に努めることが重要です。

法によって適切な対応を求められることを十分認識し、子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応ができるよう、大津市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、いじめ防止基本方針を定めました。

子どもたち一人ひとりが安心して学ぶことのできる環境を整え、本校に通う全ての子どもが笑顔輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で次のような基本方針で示す取組に臨みます。

目次

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
2 「いじめ対策委員会」の設置	8
(1) 役割	
(2) 構成員	
(3) 関係する校内委員会等との連携	
(4) いじめ事案対応フロー図	
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
(1) 基本方針、年間計画の見直し	
(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4 いじめ防止等に向けた年間計画	10
5 その他（資料等）	12

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」が以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・

安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	・児童会が主体的にたてわり活動等を企画・運営する。 ・いじめ未然防止対策を中心とした自主的・主体的な取り組みを児童会の運営委員会を中心に行う。また、人権集会を行い取り組みの報告の場とする。(11月) ・全校で「やさしさかな」や人権作品づくりに取り組む。(児童会にて提案)
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年度当初に、誰もが安心して学校生活を送ることができる学級にするための目標をたてる。11月は、振り返りと後期に向けての行動目標をたてる場とし、学級ごとに掲示板や人権集会で発信する。 ・人権教育月間では、「なくそういじめ・ふやそう笑顔」をテーマとして全校人権集会を行う。各学級「〇〇宣言」の紹介、各委員会からも活動を紹介していく機会をもち、いじめ未然防止を目的としたとした自主的・主体的な取り組みの発信の場とする。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・自分も友だちもまわりの人も大切にしようとする『人権意識』を高め、子ども自身がいじめについて、主体的に考え行動できる子の育成。 ・いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施する。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・4年生以上の児童を対象に情報モラル教育を行い、インターネットやスマホを介したいじめ問題について学ぶ。

		・インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、正しくインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施するなど、学校の実情に合わせた情報モラル教育を実施する。 ・情報モラル教育に講師を招く際は、保護者にも周知し、家庭の情報モラルの向上にも努める。
c	相談することの大切さに関する啓発	・子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことで安心できることを伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。相談を躊躇することがないように、相談した人を徹底して守り通すことを子どもに伝えとともに、実際に相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行う。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・道徳科の充実。読書の推進。校内外でのあいさつ運動。 ・授業作り、仲間作り、環境作りの3本柱で、人権教育を進める。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	・友だちの意見を尊重。友だちの考えを聴いて、自分の考えを深められる子の育成。 ・温かな言葉遣いの奨励。一人一人を大切にしたい支持の集団をめざす。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・「聴き合うこと」を大切に、全ての子どもが参加し、一人一人の力が発揮される質の高い授業作りを目指す。 ・日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもが存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・保幼小中連携事業での、5、5交流や秋祭り交流等を行い、異年齢集団の関わりを体験することで自他のよさに気づき、思いやりの気持ちを持たせる。 ・児童会が主体的にたてわり活動等を企画・運営する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、この行動計画

		で「学校が実施する施策」に位置づけられている各具体的取組について、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標を記載する。年度終了時には、その年度の取組状況について自己評価を行い、その結果等を踏まえ、次年度の学校いじめ防止基本方針をより良いものとしてできるよう見直しを行う。また、学校評価アンケート等を通じ、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行う。さらに、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、各学校は策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図る。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、入学説明会等での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度当初にいじめに関する研修を行う。いじめの定義の再確認、判断基準等の共通理解を図ると同時に、初期対応の大切さを認識する取組を続ける。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・毎週月曜日の打合せ時に「子ども連絡会」の実施。（職員会議がある週は、会議後実施） ・「報告、連絡、相談」の徹底の再確認を年度当初に行い、「報告連絡相談シート」を活用する。 ・ケース会議を開き、情報を集約し複数対応で指導に当たる。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。本校では、教職員の人権感覚を磨き続け、「全ての子どもを全ての教職員で育てる」意識をもち、日頃から児童をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持っ

て、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・教育相談・生徒指導に関わる児童アンケートを年間3回実施する。また学級の課題を明確にし、学級経営に生かし、いじめの未然防止や早期発見に努めるようにする。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・5月、10月に教育相談に関わる児童アンケートを実施し、それをもとに6、11月に児童一人ひとりと担任が話をする時間を持つ。必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐ。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・校長・教頭、生徒指導主任、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施する。 特に、いじめの発生の多い休み時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・運営協議会を通して、地域、家庭、学校が連携し取組を進める。 ・学校だより、学級だより、学校ホームページ等を通して、情報を発信する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・真野北生徒指導マニュアルの組織的支援体制の充実対応に則り、子ども支援コーディネーターに報告をする。報告を受けて、管理職を含めて速やかにいじめ対策委員会を開く。

b	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有 ・対応方針の検討を行った上で、翌授業日中に教育委員会に事案概要を報告する。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・小中連絡会や保幼小連絡会を行う。子ども支援コーディネーター・生徒指導主任等が参加する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついで、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・いじめ対策委員会は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、担任、養護教諭等の関係職員で組織し、児童の聴き取りを原則複数で行う。

b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 事実確認、指導、事後の見守り、保護者連絡等いじめ対応の原則に基づき、速やかに真摯に対応する。
c	インターネット上のいじめへの対応	・ 事実確認、指導、保護者連絡等いじめ対応の原則に基づき、速やかにかつ丁寧に対応する。必要に応じて情報が拡散しないための処置等を早期にとる。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ いじめ対策委員会で重大事案と判断した場合は、市教育委員会と連携しながら、アンケート内容を速やかにかつ丁寧に協議し適切に実施する。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ 学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案対応の原則に基づき、加害、被害両者に学校が把握した事実及び指導内容等を伝える。公開請求があった場合は、市教育委員会と協議し対応する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（２）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

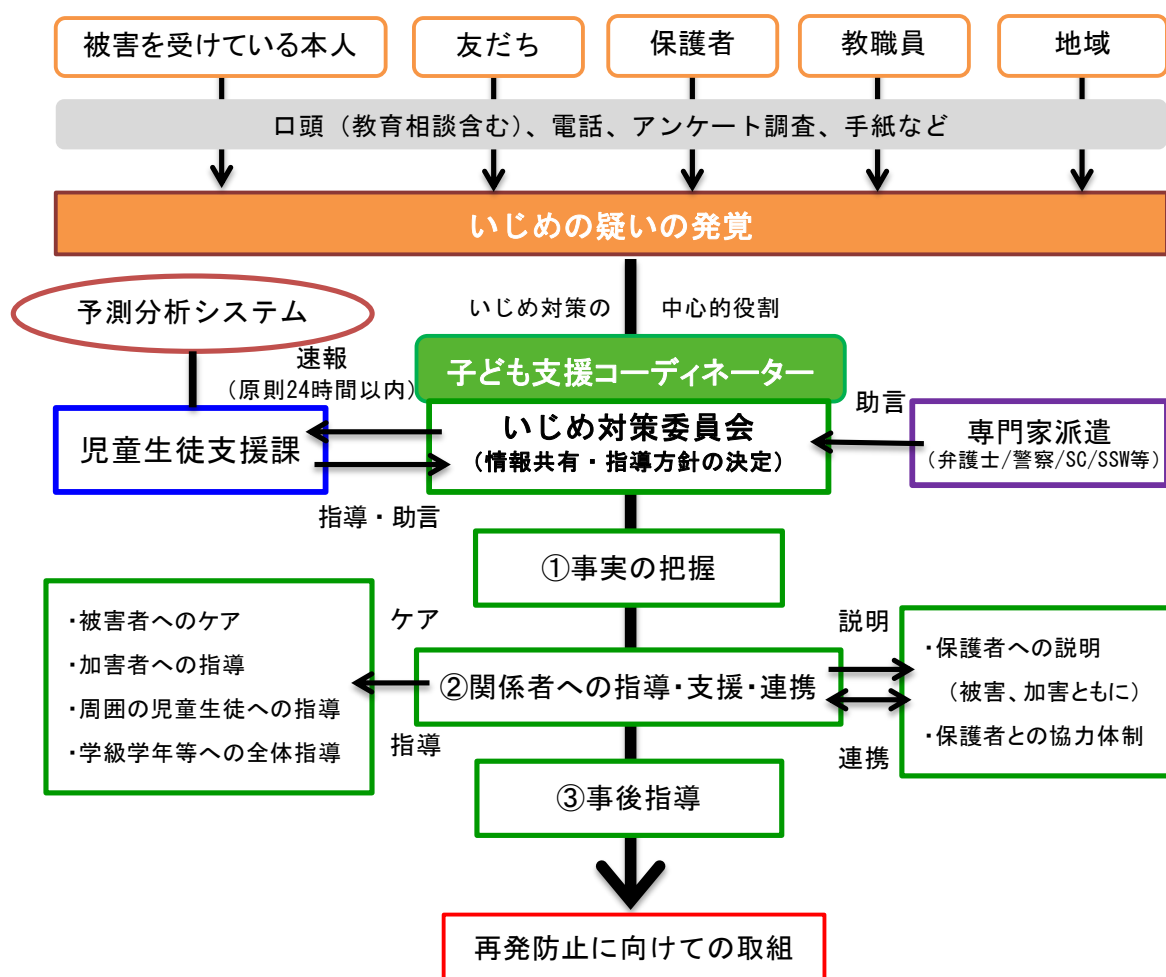
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

（３）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

（４）いじめ事案対応フロー図



（５）学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	地域安全教室（①・②・③・④） 職員会議<いじめ対策職員共通理解>（①・②・③・④） 個別懇談会（④）	・毎週月曜に「子ども連絡会」職員会議の週は水曜日
5	学校生活アンケート1（①・②・③） ようこそその会たてわり活動（①） 保幼小連絡会（①・②・③・④） 第1回学校運営協議会（①・②・③・④） 特別支援学級公開・情報共有会（①） 5・5交流（総合的な学習）（保幼小連携）（①）	・毎週月曜に「子ども連絡会」 ・児童会を中心にした取り組みの実施
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談月間（①・②・③） たてわり活動（①） スクールガード講習会（①・②・③・④） 弁護士による出前授業（①・②）	・毎週月曜に「子ども連絡会」 ・児童会を中心にした取り組みの実施
7	学級懇談会（④）	・毎週月曜に「子ども連絡会」
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 生徒指導研修会（①・②・③・④） 人権教育研修会（①・②・③・④） 児童虐待対応研修会（①・②・③・④） 子どもを語る会（①・②・③・④）	
9	子ども安全見守り隊（①・②・③・④） 5・5交流（総合的な学習）（保幼小連携）（①）	・毎週月曜に「子ども連絡会」
10	たてわり活動（①） 学校生活アンケート2（①・②・③）	・児童会を中心にした取り組みの実施

		・毎週月曜に「子ども連絡会」
1 1	いじめ防止啓発月間 (①・④) 秋祭り (生活科) 交流 (保幼小連携) (①) 5・5交流 (総合的な学習の時間) (保幼小連携) (①) 教育相談月間 (①・②・③) 人権教育月間 (①) 児童集会「なくそういじめ・ふやそう笑顔」(①) 第2回運営協議会 (①・②・③・④)	・毎週月曜に「子ども連絡会」 ・児童会を中心にした取り組みの実施
1 2	情報モラル教育 (①・②) 個別懇談会 (④)	・毎週月曜に「子ども連絡会」
1	たてわり活動 (①・④) 5・5交流 (総合的な学習の時間) (保幼小連携) (①)	・毎週月曜に「子ども連絡会」 ・児童会を中心にした取り組みの実施
2	小中連絡会 (①・②・③・④) 第3回運営協議会 (①・②・③・④) 学校生活アンケート3 (①・②・③) 中学校出前授業 (小中連携) (①)	・毎週月曜に「子ども連絡会」
3	6年生を送る会 (①) たてわり活動 (①)	・毎週月曜に「子ども連絡会」
年間を通じて	朝のあいさつ運動 (①・②・③・④) いじめ対策委員会 (①・②・③・④) たんぽぽさん朝の読み聞かせ (①・④) 地域の方との放課後学習 (①・②・③・④) 登校指導、下校指導 (①・②・③・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

学校生活アンケート

年 級 番 号

名前

このアンケートは、みなさんが安心して楽しく過ごすためのアンケートです。自分の気持ちを正直に答え
てください。

1. 学校での生活について書いてください。
あてはまるところを○でかこみましょう。

- | | |
|---|--------------|
|  | 4：よくあてはまる |
|  | 3：あてはまる |
|  | 2：あまりあてはまらない |
|  | 1：全然あてはまらない |

(1) 生活について

- | |  |  |  |  |
|-----------------------|---|---|---|---|
| ① 自分から気持ちよくあいさつをしている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ② ろうかや階段を静かに歩いている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ③ すみずみまできれいにそうじをしている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |

(2) 学習について

- | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|
| ① 学校に必要なものだけ持ってきている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ② 時間を守って行動している。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ③ 学習中、友だちや先生の話をしっかりと聞いている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ④ 学習した内容はよくわかっている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ⑤ 学習でわからないところは友だちや先生にたずねている。 | 4 | 3 | 2 | 1 |

(3) クラスや友だちのことについて

- | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|
| ① よく話したり、一緒に遊んだりする仲のよい友達がいる。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ② いやなことをされたり、言われたりしていない。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ③ 人がいやがることをしていない。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ④ 自分 のことをからかってくる人はいない。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ⑤ 学校にいじめはない。 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ⑥ あなたのまわりにいやなことをされている人はいない。 | 4 | 3 | 2 | 1 |

3. 心配なこと、いやなことについて聞きます。当てはまるところを○でかこみましょう。

① ②、荷が心配なこと・大変なこと・いやなことはありますか。

たくさんある

少しある

まったくない

② ある人はどんなことですか。

☆学校のこと (勉強のこと 友だちのこと 先生のこと その他)

どんなことが聞ける人は書いて下さい

☆家のこと (親のこと 兄弟のこと その他)

どんなことが聞ける人は書いて下さい

③ 心配なことや・いやなことを相談する人はいますか。 はい いいえ

④ だれに相談しましたか？ また、だれに相談したいですか。(たくさんのもでもいいです。)

友だち 親 担任の先生 宿の先生 兄弟 いなし

4. 学校は楽しいですか。 楽しい 楽しくない

5. 最近、自分でこれはがんばっているなあと思うことはなんですか。